

令和6年4月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和6年4月18日（木）午後10時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|----------|-------|
| 教育長 | 佐川正人 |
| 教育長職務代理者 | 高橋明子 |
| 二番委員 | 長田聡子 |
| 三番委員 | 山口謙太郎 |
| 四番委員 | 遠藤一幸 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------------|-------|
| 教育部長 | 佐藤茂雄 |
| 参事兼生涯学習課長 | 佐藤洋 |
| 教育総務課長 | 真壁由美 |
| 学校教育課長 | 安藤裕明 |
| 文化課長 | 田中勲 |
| 中央公民館長 | 佐藤秀一 |
| 学校教育課主幹兼管理主事 | 大槻隆志 |
| 文化課主幹 | 片岡洋 |
| 教育総務課長補佐 | 高橋亮慈 |
| 学校教育課長補佐 | 五十嵐健一 |
| 学校教育課長補佐 | 生江紀彦 |
| 生涯学習課長補佐 | 齋藤謙市朗 |
| 文化課長補佐 | 福地精治 |
| 中央公民館長補佐 | 田中正文 |
- 5 閉会 午前11時6分

教育長 遠藤委員	以上でございます。 では、委員のほうから議事録の修正等がございますか。 議事録の出席者について、3月22日定例会では私は職務代理者ではなく4番委員でしたので、修正をお願いします。
教育長 山口委員	事務局は修正をお願いします。その他ございますか。 9ページが一番下の私の発言の箇所ですが、「令和5年度はテニスコートの貸し出しを行っていたいので」を「行っていたので」に修正をお願いします。 事務局は修正をお願いします。その他ございますか。
各委員 教育長	なし それではご質問等がないようですので、会議録は承認ということよろしいですか。
各委員 教育長	異議なし 異議なしということですので、会議録は承認することとします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長	では、報告事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いします。
教育総務課長 教育長 教育総務課長	加筆修正ございませんので、よろしくをお願いします。 では、(1)行事等の報告について説明をお願いします。 それでは、1ページをお開きください。3月定例会以降の行事につきましては、記載の通り10件でございます。日時、行事名、出席者等は記載の通りですので、説明は省略させていただきます。 以上で行事等の説明の報告を終わります。
教育長	説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いします。
各委員 教育長	なし ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度とします。
学校教育課長 教育長 学校教育課長	教育長、よろしいでしょうか。 どうぞ。 御礼でございます。年度末、年度始めに開催しました教職員離任式及び対面式、そして4月8日に行われました市内小中学校入学式におきましては、ご多用中、ご対応いただきまして誠にありがとうございました。入学式では、本市小学校で317名、中学校334名の新入生を迎えることができました。

以上でございます。

(2) 教育長の報告

報告第1号 共催及び後援の承認について

教育長

では、次に(2)教育長の報告に移ります。報告第1号 後援の承認について、説明をお願いします。

教育総務課長

2ページをお開きください。報告第1号 後援の承認について、3月定例会以降、6件の後援を承認しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。使用名義はいずれも喜多方市教育委員会です。

なお、3月定例会でいただいた申請者の住所の記載に関するご意見を踏まえ、事務局で検討させていただきました。県内は市町村名のみ、県外は県及び市町村名の記載で整理しました。

内容等は、所管課から説明いたします。

学校教育課長

では、学校教育課所管分の後援2件についてご説明申し上げます。

まず1番ですが、事業名は「学童傷害保険付交通安全クリアファイル贈呈」キャンペーン。申請者は株式会社ラジオ福島代表取締役社長。開催日、会場等は記載の通りであります。

この事業は、交通安全を呼びかける内容が記載されたクリアファイルを新入学児童に配付することを通して、新入学児童を交通事故から守ること、また、安全運転の推進を啓発するものです。

次に2番ですが、事業名が熱中症標語コンテスト。申請者は大塚製薬株式会社郡山出張所長。開催日、会場等は記載の通りです。

この事業は、Web上でのコンテストであり、1ヶ月程度の募集期間が設定されております。

学校教育課所管分は以上です。

参事兼生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管分の後援2件についてご説明申し上げます。

まず3番ですが、事業名は、ほたるの学校。申請者は、喜多方ホテル夢づくり会会長。開催日等は記載の通りです。

この事業は、市内の小学生40名程度を対象に、ほたるの生育やホテルを取り巻く自然環境を学び、生き物との共生や命の大切さを学習するものです。参加費は800円、学習用教材費が1500円となっております。

次に、4番ですが、事業名は、おしごと広場。申請者は、きたかた商工会青年部部長。開催日等は記載の通りです。

この事業は、児童生徒を対象に、職場体験を通じて働くことの意義を理解し、人材育成に繋げるものです。なお、参加費は無料となっております。

説明は以上です。

文化課長

続きまして、文化課所管分の後援2件についてご説明申し上げます。5番ですが、わらび座ミュージカル「北斎マンガ」。申請者は、一般社団法人わらび座代表理事。開催日等は、記載の通りです。内容は、葛飾北斎と彼に関わる人々を豊かな音楽とともに描いたミュージカル作品であります。

次に、6番の後援ですが、事業名が第52回福島県写真展。申請者は福島県写真連盟会長。開催日等は記載の通りです。内容は、県内在住又は県内出身者の作品を一堂に展示し、福島県写真文化の向上と発展を図るものでございます。

説明は以上です。

教育長

それでは、この件に関してご質問等ございましたらお願いします。

各委員

なし

教育長

なければ、この件についてはこの程度します。

報告第2号 学校歯科医の解嘱及び委嘱について

教育長

次に、報告第2号 学校歯科医の解嘱及び委嘱について説明をお願いします。

学校教育課長

報告第2号 学校歯科医の解嘱及び委嘱についてご説明申し上げますので、4ページをお願いします。

こちらは、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を下記の通り解嘱及び委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

解嘱した学校歯科医は、第二小学校と熊倉小学校、駒形小学校の歯科医であり、解嘱年月日は令和6年3月31日です。

新たに委嘱した学校医は記載の通りで、委嘱年月日は令和6年4月1日です。

説明は以上です。

教育長

この件に関してご質問等ありましたらお願いします。

各委員

なし

教育長

なければ、この件についてはこの程度とします。

報告第3号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について

教育長 次に、報告第3号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について説明をお願いします。

学校教育課長 報告第3号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱についてご説明しますので、5ページをお開き願います。

喜多方市小学校農業科支援員設置要綱に基づき、下記の通り委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

委嘱者は、6ページから8ページの名簿となり、新規の方は10名で合計99名となります。委嘱日は令和6年4月1日、委嘱期間は令和7年3月31日までであります。

説明は以上です。

教育長 この件に関してご質問等ありましたらお願いします。

教育長職務代理者 以前質問したことと類似しますが、各学校によって支援員数にばらつきがあります。実際には学校側ではもっと人数が欲しいけど集まらない、頼めない、という状況があるのかどうか。また、学校間で協力・連携して取り組むことも可能と思いますが、連携の実態などについて教えてください。

学校教育課長 確かに各学校間で支援員数に差がございますが、各学校から支援員が足りなくて困っている等の申し出は、これまでございません。

しかし、万が一そのような事態が生じる場合は、田植えや収穫等の繁忙期の日程などを学校から聞き取り、支援員への依頼など、柔軟に対応できる体制を構築しております。

教育長 その他ご質問ございますか。

各委員 なし

教育長 なければ、この件についてはこの程度とします。

報告第4号 令和5年度小規模特認校評価について

教育長 次に、報告第4号 令和5年度小規模特認校評価について説明をお願いします。

学校教育課長 報告第4号 令和5年度小規模特認校評価についてご説明申し上げますので9ページをお開きください。

令和5年度小規模特認校評価について、下記の通り評価したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

10 ページをお開き願います。評価項目は「学校組織」、「教育活動」の中では「特色ある教育活動の推進」と「児童の成長」、そして「その他」の4項目の評価であり、学校運営協議会や学校長の評価を踏まえ、教育委員会で決定しています。

「学校組織」の評価はA。主な理由としては、小規模特認校制度による転入者が5名となり、徐々に認知度が高まっているものと判断したためです。

次に、「教育活動」の中の「特色ある教育活動の推進」は、英語教育のオンライン英会話レッスンを有効に活用し、児童の英語力の向上が図られたこと。また、プログラミング学習においては、会津大学や地域にゆかりのある外部講師との年間を通じた連携により、全国選抜小学生プログラミング大会で「県情報産業協会賞」を受賞するなど、児童のリテラシーが向上しました。また、教員が児童一人一人を把握し、それぞれの児童の個性や能力に合わせたきめ細かな指導が展開でき、子どもたちの課題解決に寄与することができたため、Aとしたところでは。

「児童の成長」では、個に応じたきめ細かな学習指導により、一定程度の学力の向上が見られ、更に充実したものとするため、今後も継続した取組が必要であると判断し、Bとしたところでもあります。

「その他」では、特色ある教育活動をより一層知っていただくため、オープンスクールの開催や学校ホームページの随時更新、各種便り等の取組により周知が図られたものと判断し、Aとしたところでもあります。

説明は以上です。

教育長

それでは、この件について質問等ございましたらお願いします。

教育長職務代理者
学校教育課長

不登校の現状はどうなっていますか。

これまで不登校気味だった児童が、特に友達環境の変化などから登校ができていて、という好事例を聞いております。

しかしながら、家庭的な事情等を抱えている児童は、完全不登校ではありませんが、不登校気味であることを聞いております。そのような児童に対しては、学校として寄り添いながら対応している状況であります。

以上でございます。

長田委員

全国選抜小学生プログラミング大会の件ですが、「県情報産業協会賞」という立派な賞を受賞され、子どもたちの自信や向上心に大きく繋がったと思います。そこで、この取組には昨年度はじめて参加されたのかどうか、また、個人か団体での参加

なのか教えてください。

学校教育課主幹兼管理主事 前校長を務めておりましたので、私から説明いたします。
全国選抜小学生プログラミング大会につきましては、令和4年度に初出場しましたが、当時は残念ながら県大会に進むことはできませんでした。その後、講師の指導のもと、共通のテーマに基づきプログラミングを仕上げ、またプレゼンテーションなども磨き、令和5年度にこのような形に結びつけることができたところであります。

また、全国選抜小学生プログラミング大会は、団体で取り組んでおります。

長田委員 英語オンラインレッスンやプログラミングなど、大変特色ある教育活動をされています。以前、学校参観や学習発表会で拝見しましたが、子どもたちが難しいことにも慣れ親しんで取り組んでいる姿に感心しました。

このような学習の経験が、小学校だけで終わってしまうのはもったいないような気がします。せっかく授業で活かされて、これからの学びにも大いに広く役立つことと思われま

す。

今後、中学校に進学したときにも、部活動や特設部とか、子どもたちが興味を持って学びたいこと、伸びるところなどを、継続して支援していただけるような形を作っていただきたいと思

います。

教育長 要望でよろしいですか。

長田委員 はい。

教育長 その他ご質問等ございますか。

教育長職務代理者 只今の長田委員の発言と関連しますが、上三宮小学校では大変工夫され、成果を上げられていることに安心しました。

ただ、上三宮小学校から中学校に進学されたとき、子どもたちが安心して進学できるように、例えば、上三宮小学校を小中一貫校にするとか、義務教育にするとか、突拍子もないことですが、中学校まで特色ある教育を続けて、受けていただきたいと思

いますが、そのような構想はあるのでしょうか。

学校教育課長 小中連携の視点での回答になりますが、上三宮小学校は第二中学校区になっており、この学校区の中で教員同士の交流や連携が図られております。その中で、子どもたちの資質や能力、課題等を共有しながら、子どもたちの幹の部分、根幹を大切に

した教育活動を展開しているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 よくわかりました。別の話になりますが、オープンスクールに参加された方は、どのような授業をしているのかを直接見ることができ、良い取組だと思

学校教育課長	<p>例えば、学校に行けないお子さんでも、体調が良いときや、日程の合うとき、誰か一緒に行ってくださいの方がいるときなど、条件が合うときにオープンスクールに参加できるよう、参加日を多くすることはできるのでしょうか。</p>
長田委員	<p>委員ご指摘の通り、直接見ていただくことは重要なことだと思います。しかし、既に年間の教育計画が決まっており、学校ではそれに沿って進んでいるところです。様々な学校行事との兼ね合いがありますので現時点では明確なことは回答できませんが、そのような可能性に向けて、学校とすり合わせしながら検討して参りたいと思います。</p> <p>オンラインによる第一小学校と松山小学校の道徳の合同授業ですが、小規模の学校では中学校に進学する場合にいろいろと気にされることもあると思います。機会があればオンラインだけでなく、実際に対面で交流できる授業もあれば良いと思います。</p>
学校教育課長	<p>そこで、オンラインによる道徳の合同授業は年何回行っているのでしょうか。</p> <p>上三宮小学校と第一小学校、上三宮小学校と松山小学校、それぞれ1回ずつ実施しています。</p>
山口委員 学校教育課長	<p>令和6年度新入学生は何名でしょうか。</p> <p>本年度の新入学生は7名です。参考までに2年生4名、3年生3名、4年生4名、5年生が2名、6年生が6名の計26名となります。</p>
遠藤委員 学校教育課長 教育長職務代理者	<p>今年度は1学級増となり、1・2学年の複式学級が解消され、それぞれ単式学級でのスタートが実現されました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>転入生について教えてください。</p> <p>現時点では、令和6年度の転入生はございません。</p> <p>成果を上げるまでに大変な苦労をされたと思います。これまで、適正規模適正配置に係る地域座談会に参加してきましたが、多くの方が特色ある教育活動に魅力を感じており、自分の学校もそのようにしてもらえないか、という話が出ていたように思います。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>実現には難しいかもしれませんが、多くの方がレベルの高い学習を望んでいますので、高度な英語学習とか、上三宮小学校で成果のあった学習方法を他校でも実現できるように考えていただきたいと思います。これは要望をお願いします。</p> <p>ご質問ございますか。</p> <p>なし</p> <p>なければ、この件についてはこの程度とします。</p>

報告第5号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて

教育長 次に、報告第5号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて説明をお願いします。

参事兼生涯学習課長 それでは報告第5号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについてご説明申し上げます。資料の11ページをお開き願います。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、下記の通り喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

団体名は、喜多方ローターアクトクラブ、代表者、所在地は記載の通りです。認定取消日は、令和6年3月13日。取消理由は、取下げ書の提出による認定の取消しであり、市有施設を使用しなくなったことが主な理由でございます。

説明は以上です。

教育長 ご質問ございますか。

各委員 なし

教育長 なければ、この件についてはこの程度とします。

報告第6号 喜多方市統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について

教育長 次に、報告第6号 喜多方市統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について説明をお願いします。

参事兼生涯学習課長 報告第6号 喜多方市統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱についてご説明しますので、12ページをお開きください。

こちらは喜多方市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、下記の通り委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

委嘱者及び住所は記載の通りでございます。委嘱日は令和6年4月1日、委嘱期間は令和7年3月31日までとなります。

説明は以上です。

教育長 この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員 統括的な地域学校協働活動推進員の主な業務を教えてください。

参事兼生涯学習課長 統括的な地域学校協働活動につきましては、令和4年度から進めておりますが、当推進員の主な活動内容は、地域と学校が一体となって学校ニーズや課題等を把握し、それを推進員

がコーディネーター役となり、地域人材と学校を結び付け、連携して解決を図っていくものであります。

現在は、その他に休日の部活動の地域移行という形で、それらと統合して事業を進めているところです。

今後も地域部活動の加速化という形で、地域スポーツクラブの創設や指導員の派遣等も含め、統括的に管理する役割も行っていただく予定です。

教育長
各委員
教育長

他にございますか。

なし

なければ、この件についてはこの程度とします。

報告第7号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について

教育長

次に、報告第7号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について説明をお願いします。

中央公民館長

報告第7号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用についてご説明しますので、13ページをお開きください。

こちらは喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項及び喜多方市社会教育指導員設置規則第1条の規定に基づく喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について、喜多方市教育委員会教育長専決規程第1項の規定に基づき、下記の通り専決処分したので、同訓令第2項の規定により報告するものです。

1の任用の内容であります。次ページをお開きください。表1は公民館長、2は社会教育指導員です。所属、氏名、新任・再任の別は記載の通りです。令和6年度につきましては、新任の館長は表の8番の熱塩加納公民館長、9番の塩川公民館長の2名となります。社会教育指導員は、4番と30番の2名の方が新任となります。

なお、新任館長の補足ですが、熱塩加納公民館長は元喜多方市職員で現在67歳でございます。塩川公民館長は元会津若松市職員で59歳でございます。

それでは、13ページにお戻りいただきたいと思っております。任用年月日は令和6年4月1日です。なお、会計年度任用職員ですので、任用期間は1年となります。

説明は以上です。

教育長

この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

教育長職務代理者

山都公民館の指導員の方が産休と伺いましたが、産休制度は適用されたのでしょうか。

中央公民館長 はい。その方は産休制度を適用され、交替した形となっております。

教育長 他にございますか。

各委員 なし

教育長 なければ、この件についてはこの程度とします。

 それでは、次に審議事項に入ります。説明の前に加筆修正等ありましたらお願いします。

教育総務課長 修正1ヶ所お願いします。16ページをお開きください。

 議案第1号、喜多方市社会教育委員の委嘱についてでございますが、2の「委嘱期間」が「委嘱日数」となっておりますので、「日」を削除していただき、「委嘱期間」と修正をお願いいたします。

 以上でございます。

6 審議事項

議案第1号 喜多方市社会教育委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第1号 喜多方市社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。

参事兼生涯学習課長 それではご説明申し上げますので、16ページをお開きください。議案第1号 喜多方市社会教育委員の委嘱についてありますが、喜多方市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、喜多方市社会教育委員を委嘱するものであります。

 提案理由につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものです。

 委嘱候補者は17ページをお開きいただきたいと思います。全員で18名となります。新任7名、再任11名となり、所属等は記載の通りでございます。16ページにお戻り願いたいと思います。委嘱期間は、令和6年4月19日から令和8年4月18日までとするものであります。

 説明は以上でございます。

教育長 この件に関してご質問等ありましたらお願いします。

各委員 なし

教育長 ご質問等がないようですので、この件に関しては、可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでこの件については可決いたしました。

議案第2号 喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員の委嘱について

教育長	次に、議案第2号 喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員の委嘱について説明をお願いします。
文化課長	議案第2号についてご説明しますので、18 ページをお開きいただきたいと思います。喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員の委嘱について、喜多方市郷土民俗館等条例第7条の規定に基づき、喜多方市郷土民俗館等運営委員会委員を委嘱するものでございます。 こちらは委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。19 ページをお開きください。委嘱する9名は、新任2名で再任7名となります。任期は令和6年5月15日から令和8年5月14日までとなります。 説明は以上でございます。
教育長	この件に関しご質問等ございましたらお願いします。
各委員	なし
教育長	それではご質問等がないようですので、この件については可決することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第3号 喜多方市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長	次に、議案第3号 喜多方市文化財保護審議会委員の委嘱について説明をお願いします。
文化課長	議案第3号についてご説明申し上げますので、20ページをお開きください。喜多方市文化財保護審議会委員の委嘱について、喜多方市文化財保護条例第31条の規定に基づき、喜多方市文化財保護審議会委員を委嘱するものであります。 こちら委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。委嘱する11名につきましては、次ページ21ページをご覧いただきたいと思います。新任2名で再任9名となつてございます。20 ページにお戻りください。任期は、令和6年5月15日から令和8年5月14日までとなります。 説明については以上です。
教育長	この件に関しご質問等ございましたらお願いします。
教育長職務代理者	文化財保護審議会委員と先ほど説明のあった郷土民俗館等運営委員会委員とは取り扱う議題が重なることもあるかと思いますが、連携した議題や活動はありますか。

文化課長 実際のところ特段ございませんが、連携の必要性が生じた場合は、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

教育長職務代理者 以上でございます。

文化課長 そうしますと文化財保護審議会の中でも、今後、郷土資料館の整備をどのようにしていくのか、おそらく意見をお持ちの方もおられると思います。そのような意見などは郷土民俗館等運営委員会には反映されないということでしょうか。

教育長職務代理者 実際にはその逆の場合がございました。喜多方市郷土民俗館等運営委員会の委員の方で、文化財関係に意見等があった場合には、文化財保護審議会のほうにお伝えする形をとったことがございます。

文化課長 新しい郷土民俗館の移転ですとか、資料の保管等について、おそらく文化財保護審議会の委員の方でもいろいろな意見が出ていると思います。そのことを決定するのは文化財保護審議会ではないと認識していますが、文化財保護審議会の委員の発言はどうなったのか、というお話も若干伺っておりますので、このあたりを郷土民俗館等運営委員会とうまく連携して、反映していただければと思いますが、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 文化財保護審議会を開催した中で、そのようなご意見を委員から頂戴した場合には、やはりそのご意見を真摯に受けとめまして、郷土民俗館関係にも反映できるよう内部で調整してまいりたいと思います。

文化課長 よろしくお願ひします。

教育長 私の認識としては、文化財の中には、郷土関係も含まれると思っていましたので、ここまで独立した扱いに少々驚いたところですが、今後は、お互いに不満というか、意見を言ったけれども、何も起こらなかったということのないように丁寧な説明や対応を是非ともお願ひします。

文化課長 はい。

教育長 他にございますか。ご質問等がないようですので、この件については可決することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件については可決いたしました。

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長 それでは、次にその他に入ります。
まず、私からですが、先ほど学校教育課長から、離任式と、

着任式について御礼がありました。ようやくコロナ禍が明け、数年ぶりに実施したところであります。教職員の働き方改革ということもあり、実施後に改めて必要性等を協議することとしておりましたが、委員の皆様はいかがでしたでしょうか。

以前にも申し上げたことで恐縮ですが、私たちも退任や異動される先生方に対して、何らかの方法で御礼の気持ちお示ししたいと思っております。ただ、それが離任式に出席することで、すべてが叶うかどうかはわからないところです。

先生方のお忙しい時期でもあるし、実際の先生方の意向に委ねたいのですが、校長会という組織があると伺っておりますので、そちらでの反応はいかがでしたでしょうか。

個人的な意見となりますが、一つのけじめとして、やはりお互いに顔を合わせる場というのは必要ではないかと思っております。

校長会では教育委員会で判断して欲しいというご意見が多かったように認識しております。

教職員の負担軽減の観点から、今年度も開始時間を午後3時からとするなど、時間設定の工夫を行い、先生方がゆっくと参加でき、できるだけ負担が少なくなるよう実施でさせていただきますところですので。

また、実施に関してのご意見としては、やはり、委員がおっしゃる通り、けじめとして実施するべきものであることや、参加された方からはコロナ禍も5類になり、みんな集まる機会が持てたのは良かった、というご意見も多数頂いているところであります。

以上ご報告です。

このようなご意見があったところですが、今まで通り実施するような形でよろしいでしょうか。

異議なし。

では引き続き実施してまいりたいと思います。

委員の方からその他ございませんでしょうか。

2点ございます。まず、フッ化物洗口についてであります。実施してから数年経過しますが、その成果等について、もし検証したものがあれば、後日、教えていただきたいと思いません。

次に、今年の中学校の教科書採択について、全体のスケジュールと、どの時点でどのように進めていくのか教えていただきたいと思いません。また、閲覧できるようでしたら、なるべく長い日程で閲覧日を確保していただきたいと思いません。こちらは要望です。

福島市町村教育委員会連絡協議会会津教育事務所域内三支会連絡会定例会がございます。教育長、教育長職務代理者、教育部長の対応をお願いします。

続きまして、4月24日水曜日、午後3時から、会津稽古堂におきまして、全会津市町村教育長連絡協議会定例会が開催されます。教育長の対応をお願いします。

続きまして、5月7日火曜日、午前10時30分から、福島テルサにおきまして、福島市町村教育委員会連絡協議会令和6年度定期総会が開催されます。教育長教育長職務代理者の対応をお願いします。

また、記載はしていませんが、福島市町村教育委員会連絡協議会から令和6年度教育委員及び教育長研修会の開催日程案が示されております。開催日は令和6年8月27日火曜日、午後1時から、場所は福島市のパルセ飯坂の予定でございます。正式な通知があり次第ご連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上になります。

教育長
山口委員

この件に関してご質問等ございますか。

耶麻支会において昨年度の6月か7月頃に開催していると思いますが、そちらはまだ決まっていないのでしょうか。

教育総務課長

まだ正式に日程が確定しておりませんので、確定次第、ご連絡差し上げたいと思います。

教育長

私から報告がございます。去る令和6年4月10日金曜日に開催された福島市町村教育委員会連絡協議会第1回理事会において、役員改選が行われまして、副会長に高橋明子委員が選出されましたので、ご報告申し上げさせていただきます。

お忙しいところで大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたしますと存じます。

教育長職務代理者
教育長

よろしくをお願いします。

他にございませんか。ないようですので、以上をもちまして教育委員会定例会を終了いたします。

長時間ありがとうございました。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長

教育長職務代理者

二番委員

三番委員

四番委員

教育総務課長補佐